

政策 III-1-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	個人投資家の参加拡大
16年度 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化の促進 ② 改正証取法に係る政令・府令の整備及び適切な運用 ③ 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援 ④ 改正証券税制の積極的広報及び税制改正要望
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融審議会等での検討状況、証券市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数〔延べ人数〕、個人株主株式保有比率〔延べ人数〕、インターネット取引のウェイト、販売チャネルごとの証券の販売額） ② 政令・府令の整備及び円滑な制度導入の状況、証券市場への個人投資家の参加状況（同上） ③ 個人株主育成・拡大に向けたイベント等の開催状況、証券市場への個人投資家の参加状況（同上） ④ 税制改正要望並びに措置状況、証券市場への個人投資家の参加状況（同上）

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること

3. 政策の内容

現在の我が国の金融システムにおいては、間接金融偏重を是正し証券市場を通じた適切なリスク分散を図るとともに、金融の自由化、国際化の進展にともなう利用者の多様なニーズに応え、新しい成長分野にも円滑に投資資金を供給することが必要となっています。

政府は、このような、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現するため、昨年12月末に公表された「金融改革プログラム」に基づき、各種施策を着実に実施するとしており（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」など）、証券市場についても、幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとするため、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図ることが課題とされています。

このため、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしました。これにより、個人投資に関する指標が「貯蓄から投資へ」の流れが進むことが見て取れるようにすることを目標としています。

4. 平成 16 事務年度における事務運営についての評価

16 事務年度においては、個人投資家が投資しやすい環境を整備することに必要と考えられる措置を適切に講じたものと考えています。

また、以下にみるように、個人投資に関する指標については全般的に向上する傾向がみられ、これらの措置が一定の役割を果たしたものと考えています。

(1) 個人金融資産に占める株式及び投資信託の増加

平成 16 年度の個人金融資産に占める株式・出資金の構成比は 8.6%（前年度比 0.2 ポイント増）、投資信託の構成比は 2.7%（同 0.3 ポイント増）となっており、個人金融資産の直接金融への動きが進んでいます。この間、株価はほぼ横ばいに推移しました（TOPIX:1179.23 ポイント→1182.18 ポイント（前年度末比 0.3%増））。

(2) 個人の株式保有額の増加

平成 16 年度株式分布状況調査（全国証券取引所）によると、16 年度末現在の個人の株式保有額は、78 兆 1,973 億円（前年度末比 2 兆 5,981 億円、3.4%増）となっており、個人投資家の証券市場の参加が着実に進んでいます。この間、株価はほぼ横ばいに推移しました（TOPIX:1179.23 ポイント→1182.18 ポイント（前年度末比 0.3%増））。

(3) 個人株主数・個人の株式保有比率の増加

平成 16 年度株式分布状況調査（全国証券取引所）によると、16 年度末現在の個人株主数（延べ人数）は約 3,539 万人（前年度末比 139 万人増）となっており、個人投資家の証券市場への参加が着実に進んでいます。

(4) 証券の販売チャネルの拡充

16 年 4 月から施行された証券仲介業については、これまで 299 件（17 年 5 月末日現在）の登録が行われています。また、16 年 12 月から施行された銀行等による証券仲介業務の解禁により、これまでに 79 金融機関（17 年 6 月 1 日現在）が証券仲介業務を開始しており、証券の販売チャネルの拡充が着実に進んでいます。

(5) 株式売買状況

個人の株式売買高（委託売買高、三市場合計）をみると、16 年度は約 145 兆円

となっております、対前年度比で39兆円増加しています。また、株式売買高（同上）に占める個人の割合は16年度で33.0%となっております、対年度比で3.8ポイント増となっております。このように、個人の株式の取引が活発化しています。

（6）インターネット取引の増加

16年度のインターネットを經由した株式取引の売買代金（インターネット専業6社ベース）は、92兆8,663億円（対前年比69.2%増）と大幅に増加しています。

また、16年3月時点の口座数（インターネット専業6社ベース）をみると、178万4,115口座となっております（対前年比56%増）、大幅に増加しています。なお、インターネット専業6社の口座については、ほとんどが個人所有であると考えられることから、個人の株式市場への参加が着実に増加しているものと考えられます。

（7）投資信託（公募株式投資信託、ETF、REIT）の拡大

公募株式投資信託の販売額（純資産残高）については、17年3月末には28兆9,018億円（前年同月比24.2%増）となっております。その販売態別構成比をみると、証券会社50.7%、銀行等48.3%、直販1.0%（16年3月末58.3%、40.3%、1.4%）と、10年12月から開始された銀行等の窓口販売が着実に増加しています。

ETFについては、13年7月の取引開始から4年が経過し、純資産総額は取引開始時（13年7月11日）は1,728億円であったものが、17年3月末には2兆8,227億円（当初比約16.3倍）となるなど、着実に増加しています。また、取引高は16年度は2兆2,107億円（前年度比6.6%増）となっております。

REITの取引高については、15年度に6,122億円であったものが、16年度には9,698億円（前年度比58.4%増）と着実に増加しています。

5. 今後の課題

証券市場の構造改革に関しては、これまでも着実に実施してきたところであり、株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られますが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要であると考えています。

具体的には、利用者保護と市場の活性化を目的とした「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施、民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援、改正証券税制の広報及び税制改正要望を行っていきます。

今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有

効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、平成 18 年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要があります。